

## 資料3 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置要領（素案）（諮問2関係）

### 第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じることは、動物の盗難及び迷子動物の発生の防止に資するものであるとともに、飼主責任の所在の明確化による責任意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に資するものであること。

また、関係地方公共団体等により行われている迷子動物の所有者発見業務等の動物の飼養及び保管の適正化に関する措置が、適時適確に行われることを容易にするものであること。

### 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じること
- (2)家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物(特定動物を除く。)
- (3)展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物、人との触れ合い、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物(畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。)並びに商業的な撮影に使用し又は提供するために飼養及び保管する動物(特定動物を除く。)
- (4)識別器具 首輪、マイクロチップ、入れ墨、脚環等所有明示をするために動物に装着等するもの

### 第3 本要領の適用対象動物

本要領の適用対象動物は、家庭動物及び展示動物並びに特定動物とする。

### 第4 装着すべき識別器具

#### 1 基本的考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具を選択すること。また、非常災害時等における動物の予期

せぬ逸走等に備え、識別器具は、可能な限り常時装着するように努めること。

- (1)動物によって外されにくいものであること
- (2)老朽化等により、容易に脱落し又は消失するおそれの少ないものであること
- (3)所有者の特定が直接又は間接的にできる氏名及び電話番号等の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること
- (4)付されている情報が記号である場合には、その記号の様式は、統一的かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有情報を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること

## 2 識別器具の種類

### (1)家庭動物等、展示動物

氏名及び連絡先を記した首輪又は名札、所有情報を特定できる記号等が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等の経時的変化等により脱落し又は消失するおそれの高い識別器具にあつては、補完的な措置として、できるだけマイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具を併用して装着すること

### (2)特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱についてはマイクロチップ又は脚環）によることとし、その細目は環境大臣が定める特定動物の飼養又は保管の方法の細目に規定するところによること。ただし、マイクロチップにより難しい場合は、氏名及び連絡先を記した首輪又は名札、所有情報を特定できる記号等が付された入れ墨又は脚環等によること。

## 3 装着する時期

飼養及び保管の開始以降、速やかに装着を行うこと（ただし、幼齢な個体又は識別器具の装着に耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体である等の特別な事情がある場合はこの限りでない。）

また、発育段階に応じ、より適切と考えられる種類の識別器具への転換又は併用を、必要に応じて行うこと。

## 第4 動物の健康及び安全の保持

識別器具の装着に当たっては、動物に過度の負担がかからないような方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着に当たって外科的な措置が必要な識別器具に

関しては、できるだけ獣医師等の専門家の施術によって装着されるようにすること。

また、識別器具の装着状態については定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

#### 第5 識別器具及び所有情報の点検

所有者は、識別器具の破損状況等に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所変更、動物の死亡等によって所有情報に変更が生じた場合は、速やかにその更新を行うこと。

#### 第6 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあつては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップのリーダーを動物愛護管理センター等に配備する等により、識別器具に付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、識別器具に付された所有情報の管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的に行われるように、情報源情報の整備等について、連携して協力を行うこと。